

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 n-cci@fsinet.or.jp までお知らせ下さい)
 CCI…Chamber of Commerce and Industry = 【会員様へいち早く情報をお届けする情報紙です】

補助金情報 販路開拓等に取り組む小規模事業者の皆様へ！

<小規模事業者持続化補助金のお知らせ>

補助対象者：常時使用する従業員が20人以下の小規模事業者
(商業、サービス業は5人以下)

【コロナ特別対応型】

対象となる事業：新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために、具体的な対策A～Cに取り組む費用を補助(A：サプライチェーンの毀損への対応、B：非対面型ビジネスモデルへの転換、C：テレワーク環境の整備)

受付締切日：第5回締切 2020年12月10日(木)
 補助上限額：100万円(補助率は類型により2/3～3/4)
 公募要領等：

【一般型】

対象となる事業：策定した経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組み費用を補助(例:新たな顧客層の取込みを狙いチラシ作成・配布等)

受付締切日：第4回締切 2021年 2月5日(金)
 (支援機関確認書の作成依頼は1月25日までをお願いします。)
 補助上限額：50万円(補助率2/3)

公募要項等

※本補助金は、給付金ではありません。審査があり、不採択になる場合があります。
 【一般型】は、商工会議所が作成する「事業支援計画書」の交付が必要となります。
 <問い合わせ先：当所経営指導員(近藤・真野・柳)まで>

資金繰り円滑化相談会(毎月定例開催)

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。

- 新潟県信用保証協会定例相談会(原則毎月第1火曜日10:00～)
 - ・11月 4日(水) ・12月 1日(火)
- 日本政策金融公庫定例相談会(原則毎月第2火曜日10:00～)
 - ・11月10日(火) ・12月 8日(火)

<当所経営指導員(近藤・真野・柳)までご予約をお願いいたします。>

新型コロナ対策(資金繰り)

経営改善貸付(マル経融資) (利下げ・実質無利子・既存借入れの借換え等、別枠の支援策が拡充)

制度名	融資限度額	用途(返済期間)	利率等
経営改善貸付 (マル経融資)	2,000万円 別枠1,000万円	運転(7年以内) 設備(10年以内)	1.21% 別枠：上記利率-0.9%(3年間)

マル経融資は、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して商工会議所会頭が推薦し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

【推薦要件】

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下(宿泊業及び娯楽業は20人以下)、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

【別枠の新型コロナウイルス感染症対策について】

- ・ご利用いただける方は、上記推薦要件に加えて、新型コロナウイルスの影響により最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した小規模事業者の方となります。
- ・マル経利率-0.9%(現在0.31%)は、融資後3年目まで、据置期間の延長(1年→3～4年)、既存借入れの借換えも受けられます。
- ・売上高が急減した小規模事業者に対しては、借入後3年間は実質無利子となる特別利子補給制度との併用ができます。



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。
 (東・南部地区：近藤、西部地区：真野、北部地区：柳)
 この他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も 令和2年10月1日から 新潟県最低賃金が変わりました！

時間額：830円 → **時間額 831円**

※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

新潟県最低賃金は、従来の時間額830円から1円引き上げられ、本年10月1日から831円になりました。
 新潟県最低賃金は、県内で事業を営む全ての使用者及びその事業場で働く全ての労働者(臨時、パート、アルバイト等を含む)に適用されます。
 この機会に、最低賃金額を確認しましょう。

<問い合わせ先>

新潟労働局労働基準部賃金室 TEL:025-288-3504
 新津労働基準監督署 TEL:0250-22-4161

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 n-cci@fsinet.or.jp までお知らせ下さい)
 CCI・・・Chamber of Commerce and Industry = 【会員様へいち早く情報をお届けする情報紙です】

商工会議所会員向け 業務災害補償プランのご案内

労災事故が発生した際の従業員に対する補償および労災事故の発生が企業の責任と法律上判断された場合に発生する企業の損害賠償責任(賠償金の支払いなど事業者負担の費用)を補償します。

<ここがおすすめ！>

- ・全国商工会議所のスケールメリットによる低廉な保険料
- ・政府労災の支給を待たずに保険金の受け取りが可能(精神疾患等は政府労災給付後)
- ・パートやアルバイトを含む全従業員を包括補償
- ・派遣、委託作業員ほか、下請負人も補償
- ・パワハラ、セクハラによる事業者、役員、使用人の法律上の賠償責任を補償(オプション)
- ・保険料は売上高と業種で算出 保険料は全額損金算入可能

■制度運営 日本商工会議所

■引受保険会社(制度算入順)・お問い合わせ

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社
 大同火災海上保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社
 三井住友海上火災保険株式会社

新潟産業保健総合支援センターからのお知らせ

◆産業保健に関する個別訪問

皆様の職場を訪問して、各事業場が取り組む、両立支援やメンタルヘルス対策を支援します。
 (例)

- ・治療と仕事の両立支援：がん・糖尿病等の長期療養が必要な労働者への対応
- ・メンタルヘルス対策：メンタル不調で休職中の労働者への対応 など

◆職場のメンタルヘルス相談 ※事前予約が必要

対象者：労働者、またはそのご家族、産業保健スタッフ
 相談員：産業保健相談員(産業カウンセラー等の資格を有する当センターの専門スタッフ)
 開設時間：毎週(月～木) 13:30～16:30(センター来所または電話・メール対応)



お問合わせ 新潟産業保健総合支援センター(全て無料)※詳細は、下記へお問い合わせください。

新潟市中央区礎町通二ノ町2077番地 朝日生命新潟万代橋ビル6階

受付時間：8時30分～17時15分(土日・祝日、年末年始は休業)

e-mail：sanpo@niigatas.johas.go.jp TEL：025-227-4411



新型コロナ対策(WEBセミナー) 【現在、635セミナー！】

お勧めセミナーをピックアップ！(会員無料)

当所では、新型コロナウイルス対策事業のひとつとしてWEBセミナーを提供しておりますが、今回は数あるセミナーの中から今月のホットなセミナーをピックアップしてご紹介いたします。新型コロナウイルスの対策はもちろん、補助金獲得や法改正に伴う各種の制度改正に関するセミナーなど、豊富にご用意しています。

セミナーは当所HPのバナーから専用IDとパスワードにより視聴できます。

専用IDとパスワードがご不明な方は当所までお問い合わせ下さい。

<担当：柳、桐生>



株式会社ブレイシ
 パソコセミナー専任講師
 岩見 誠